

令和5年 第4回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和5年4月25日(火)

令和5年 第4回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和5年4月25日(火)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	伊藤 裕	議事参与者	松村稔委員	
出席した事務局職員	事務局長：吉村貴文 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川 美雪

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	×	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	×	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>事務局長</p>	<p>ただいまの出席数は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号10番 馬場 弘次 委員 議席番号11番 杉山 登 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、1から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月は3条案件が2件となります。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏 譲渡人 北海道〇〇〇〇△▽▽〇〇〇〇 〇〇〇〇氏外3名 2筆あります。土地の所在は1筆が大字〇〇字〇〇〇△△△番 面積は825㎡、青地の農地です。地目は田、もうひと筆は大字〇〇字〇〇〇△△△番 面積は423㎡、農業振興地域内の白地の農地です。道を挟んだ隣の農地です。受人の居住地から約190m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人に関する事項ですが耕作面積は4,374㎡ですべて自作です。貸付地、不耕作地はございません。トラクター1台、耕運機1台等所有しており、主に米、野菜を作付けしております。譲受人は83歳の専業農家です。以前より管理していた親戚の農地を購入するため申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏。譲渡人 上里町〇〇〇〇▽△△▽〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 面積は672㎡、青地の農地です。地目は</p>

<p>日程第3 議案第14号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>		<p>畑。受人の居住地から申請地までは約150m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人に関する事項ですが、譲受人の耕作面積は4,284㎡で、自作が3,612㎡、借受が672㎡でございます。貸付地、不耕作地はございません。トラクター2台、耕運機2台等所有しており、野菜を作付けしております。譲受人は53歳の兼業農家です。経営規模維持のため申請となりました。</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	<p>松村 稔委員</p>	<p>1番について 問題はありません。</p>
	<p>安原 和夫委員</p>	<p>2番について 問題はありません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第3 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。 農地法第4条の説明をさせていただきます。</p>

<p>日程第4 議案第15号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p>	<p>1番ですが、上里町〇〇△△△番地△ 〇〇 〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1 2 1㎡です。地目は田、転用目的は住宅敷地、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみら れます。宅地に接続しています。申請地は土地改良事業で、農地として換地を受けた用地であります。以 前より住宅用の通路として利用しておりました。この度、農業用倉庫の建て替えを行うため、接道要件が必 要なことから、通路として転用したく申請するものです。</p>
	<p>岩田 保 委員</p>	<p>1番について 問題ありません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>日程第4 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 東京都〇〇△△△番地 〇〇〇〇 氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 2 3 6㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移</p>

転。転用目的は資材置場、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、ご自宅の裏側に資材を置いている状況でございまして、その自宅の敷地内が大変手狭になっており近所で資材置き場を探していたため今回申請になりました。

2番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ (社)〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 786㎡、地目は畑、権利内容は30年間の賃貸借権設定、転用目的は駐車場、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は認定こども園を営んでおりますが、施設利用者および地域住民の安全性を考慮して、近接の用地を送迎用駐車場として利用したく申請するものでございます。

3番ですが、譲受人 群馬県〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇、(代)〇〇〇〇。譲渡人 熊谷市〇〇△△△番地 〇〇〇〇外2名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△外1筆 476㎡、宅地の2筆と併せて合計4筆。合わせて1105.55㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅、形態は新設、農業振興地域内であり、第2種農地とみられます。申請の理由ですが申請地は住宅地に隣接し商業施設、公共施設、JR神保原駅にも近く、住宅需要が見込まれることから申請するものでございます。

4番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 東京都〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1,700.43㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転。転用目的は宅地分譲6区画。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅地に近接し商業施設、JR神保原駅にも近く、住宅需要が見込まれることから申請するものでございます。

5番ですが、譲受人 鶴ヶ島市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇、譲渡人につきましては上里町〇〇〇△△△番地 上里町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△外1筆 面積は500㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定です。転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻と舎宅暮らしをしておりますが、子育てや介護など将来的なことを考え、妻の父が所有する用地に自己用住宅を建築したく、申請するものでございます。

		<p>6番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 992㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は駐車場。形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。申請の理由でございますが、譲受人は自動車の整備販売業を営んでおりますが、現在利用の用地では手狭であり、やはり新たに駐車場として転用したく申請するものでございます。</p> <p>議 長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>岩田 保 委員 1番、2番について 特に問題ありません。</p> <p>馬場 弘次委員 3番について 問題ありません。</p> <p>松村 稔 委員 4番について 問題ありません。</p> <p>木村 信雄委員 5番について 問題ありませんが、ちょっと確認したいのですが。この航空写真のすぐ上のところが道路になってるかと思うのですが、この道路は、この住宅と左の方の畑の方が利用する道路だと思うんですが、この上にコンテナが置いてあるのですね。そのコンテナをどかしていただかないとこの道路が使えないから、この左の方には、アクセスが全くできなくなってしまう。それが気になりました。</p> <p>事 務 局 このコンテナにつきましては農業用倉庫ということでお話をいただいております。こちらの畑につきましては、北側に接道できるような状態になっております。</p>
--	--	--

	<p>木村 信雄委員</p> <p>事務局</p> <p>坂本 正 委員</p> <p>議 長</p> <p>菊地 宏利委員</p> <p>事務局</p>	<p>ということはいこのコンテナが置いてあるところは道路じゃないってことです。</p> <p>はい、こちらは道路じゃないです。航空写真で、線が入っているのですが、ここが少し欠けてまして、その手前までが道路になっております。実際には大きな畑も〇〇〇〇さんの用地でありまして、その農地のための倉庫としてそのコンテナを置いているという事です。家を建てる条件としましては、この手前のくねくねした道があるのですが、こちらが接道要件に値するという事で、熊谷建築安全センターもこの道を接道要件として家が建てられますという話は聞いております。</p> <p>6番について 問題ありません。</p> <p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>5-3ですが寿司屋だったと言っていた裏の道路、図面の北側の上の道路は私道だっけ聞いて、ここは町道ではないので舗装はできないという話を聞いたのですが、私道なので入り口とかはどうするのかなどか思ってお聞きしたいと思います。</p> <p>菊地委員のおっしゃる通り、私道です。こちらにつきましては面積と区画から考えて、開発の要件にあたりまして、この道路を通るのに開発の方からの指導をちゃんとしてあると話をしてました。こちらの道路は、確か道路法の何条何項の道路に値するという、私道でも昔から公に使っていた道。何々の三項道路。すいません忘れましたが、上里町でもその三項道路というのが、5本ぐらいあるそうなんです、そこを公に通れる道という扱いで、家が建つ条件が満たされてるそうです。開発の方もそういう意味合いを持ってここに家を建てることを了承しているということでございます。</p>
--	---	--

<p>日程第5 議案第12号 農用地利用集積計画（案） について</p>	議 長	要するに私道の地権者が通っても良いと、何か確約書があれば家が建てられるということですか。
	事 務 局	そうですね。あくまでも所有者がいらっしゃいますので、所有者が認めない限りは、同意が必要になります。今回譲受人が建売住宅を建てるにあたりまして、裏の通りの一部の権利を買うという話もありました。ただその話は今のこちらで皆さんに議していただきます農地法と別の話になりますので、そちらはまちづくり推進課が開発の担当になってございますが、その道の関係につきましては、指導と協議をさせていただきます。
	議 長	他に質疑がありますか。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第5 議案第12号 農用地利用集積計画（案）について提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	説明させていただきます。上里町では年に2回利用権の受付けを行っております。今回は5月1日から開始する貸し借りについて農業委員会に申請のありました内容になります。ご説明する前にお話させていただきたいのですが、この利用権の制度についてですが、令和7年3月末で法律が改正により、廃止になります。そのため、令和7年4月以降は町の利用権という制度が廃止のため、中間管理のみの貸し借りとなります。今回の内容ですけれども、概要につきまして、9ページをご覧ください。

		<p>左側から利用権の期間次に設定される農地の面積で件数となっております。</p> <p>一番下は全ての合計です。今回の貸し借りにつきましては、田んぼが5万982平米、畑が15万1,681平米、合計で20万2,663平米。142筆となっております。</p> <p>こちらの表で見ていただきますと、やはり一番多いのが5年間の賃貸借権というものになっておりまして、142筆のうち80筆が5年間の賃貸借となっております。</p> <p>細かい内容につきましては、次のページ10ページから13ページに載せておりますが、すいませんここで訂正です。大変申し訳ありませんが、皆様の机の方に訂正ということで、10ページと11ページの訂正後の議案書をおかせていただきました。内容は36番から55番の借り主の住所が誤っておりましたので、訂正されたものを置かせていただきましたので、よろしくお願いたします。申し訳ございませんでした。種類としましては、賃貸借権が多く、また内容につきましては、新規で設定するものと再設定のものがちょうど半分半分の件数となっておりますので、貸し借りもだいぶ進んでいるというような状況になっております。こちらにつきましても、皆様の承認が必要となりますので、よろしくお願いたします。以上です。</p> <p>議長 ただいま事務局より説明がありました。松村稔委員におかれましては、議事の関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いします。</p> <p>～退 席～</p> <p>議長 それでは質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>議長 質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>議長 ～異議なしの声あり～</p> <p>議長 ご異議なしと認め、申請どおり承認としたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p> <p>議長 ～挙手全員～</p> <p>議長 挙手全員でありますので、申請どおり承認とすることに決定いたします。</p>
--	--	--

[その他]	議 長	事務局に申し上げます。松村稔委員の復席をお願いします。
		～復 席～
	議 長	以上で、本日用意しました全ての議案の審議を終了します。
	議 長	続きまして、その他について事務局よりお願いします。
	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度農地利用最多帰化活動の目標設定について ・新委員候補者について ・最適化活動(情報交換会の参加)について ・次回の定例総会について 令和4年5月25日(木)午後1時30分～
[閉 会]	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和4年4月25日

議 長

印

(馬場 弘次 委員)

署 名 人

印

(杉山 登 委員)

署 名 人

印